

各高齢者施設等の管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

「老人福祉施設等危機管理マニュアル」の一部改正について（通知）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、老人福祉施設等において事件・事故等が発生した際は、「老人福祉施設等危機管理マニュアル」に基づき、所管の福祉事務所等への報告や再発防止策の実施などの対応をお願いしています。

当該マニュアルにおける新型コロナウイルス感染症等の 5 類感染症については、これまで、感染者が 1 人でも発生した場合に事故報告書を提出することとしていましたが、今回改正し、改正後は以下のいずれかに該当する場合、事故報告書の提出をお願いすることといたしました。

- ア 同一の感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症又はそれが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

については、施設・事業所職員等への周知をお願いするとともに適切な事務処理をお願いいたします。

なお、事故報告書は、施設・事業所の過失の有無に関わらず、提出が必要ですので、遺漏のないようにしてください。

記

1 老人福祉施設等危機管理マニュアルの公開先 HP

【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/kikikanri.html>

2 適用開始日

令和 7 年 4 月 22 日から

担 当：施設・事業者指導担当 金子
E-Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp